

高機能消防指令システム調達支援業務委託  
基本仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、尾道市（以下「発注者」という。）が実施する、高機能消防指令システム調達支援業務（以下「本業務」という。）を受注業者（以下「受注者」という。）が実施する際の諸条件について定めるものとする。

第2条 資料の貸与

- 1 発注者は、本業務を実施するにあたり下記の資料を、受注者に貸与するものとする。
  - (1) 次期システム基本計画書
  - (2) 現行システムの完成図書（指令・無線）
  - (3) その他、発注者が必要と認める資料
- 2 受注者は、貸与された図書、その他関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに、発注者に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書、その他関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。
- 5 受注者は、貸与品について、借用品目・数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

第3条 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報について、セキュリティ事故が発生しないよう適切に管理するとともに発注者の許可なく外部に公表してはならない。

第4条 関係法令の遵守

受注者は、業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第5条 業務従事者

受注者は、自社に在籍し、過去 5 年間に受注者の元請業務において履行完了した複数消防機関が共同で運用する高機能消防指令センターⅡ型以上のシステムのプロポーザル方式又は総合評価落札方式入札を前提とした調達支援業務及び評価・構築監理業務の従事経験を有する技術者を主担当技術者として選任し、発注者に届け出るものとする。

第6条 検査

- 1 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を全て完了し、発注者に提出していなければならない。
- 2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。なお、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 発注者は受注者の主担当技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 業務等成果品の検査
  - (2) 業務等状況の検査業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

## 第7条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。
- 4 発注者が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

## 第8条 再委託

- 1 受注者は、次の各号に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。
  - (1) 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

## 第9条 疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、対応を決定するものとする。

## 第10条 その他

- 1 受注者は、RFI による情報提供等の発注者が許可する情報提供依頼を除き、指令システムメーカー（指令システム販売代理店を含む）から本業務に対する無償協力を得てはならない。
- 2 受注者は、令和 8 年度に尾道市が発注する「尾道市・三原市消防指令センターシステム更新整備事業（仮称）」について再委託先（再々委託等も含む）、機器・材料等の購入先等として参画することはできない。

## 第2章 更新調達支援業務

### 第11条 目的

本業務は、尾道市・三原市消防指令センターシステム（以下「次期システム」という。）の更新調達にあたり、発注者が策定した次期システム基本計画書（以下「基本計画書」という。）に基づき、尾道市・三原市消防指令センターシステム構築業務（以下「システム構築業務」という。）プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の基礎となる資料の作成を行うことを目的とする。

### 第12条 対象システム

- 1 本業務において対象とするシステムは下記のとおりとする。
  - (1) 高機能消防指令システム
  - (2) 消防 OA システム
  - (3) その他上記システムと一体で構築するサブシステム

- 2 対象システムの構成案については基本計画書を参照すること。
- 3 車両運用端末（AVM）については、既設流用を原則とする。
- 4 消防救急デジタル無線については既設システムと接続するものとする。

#### 第13条 計画準備

- 1 受注者は、作業に先立ち、消防年報等の貸与資料により発注者の現状業務運用状況の確認を行うとともに、作業に使用する各種資料の準備を行うものとする。
- 2 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面で提出し発注者の承認を得るものとする。

#### 第14条 要求事項確認・整理

- 1 受注者は、基本計画書を熟読し、必要に応じて発注者に対しヒアリングを実施し、システム構成と導入・検討事項について整理を行うものとする。
- 2 課題事項の解決策検討において指令システムメーカー及び無線メーカーの先進技術情報が必要となる場合は、RFI を実施し、複数メーカーから情報を収集し、情報提供を受けた先進技術の有効性の評価を行うものとする。
- 3 受注者の持つ先進技術情報が不足している、または特定メーカーに偏っていると発注者が判断した場合は、RFI を実施すること。
- 4 要求事項確認書はシステム機器構成確認表と詳細要望確認表により構成するものとし、ヒアリング結果等を踏まえ基本計画書から見直し検討を行い再整理するものとする。

#### 第15条 概算費用算出

- 1 受注者は、要求事項確認書をもとに見積条件書を作成し、システムメーカー等から見積りを徴収し、予算要求用の概算費用算出を行うものとする。
- 2 見積りは令和 8,9 年度実施予定のシステム構築業務及び令和10 年度以降の保守管理業務について徴収するものとする。
- 3 見積り依頼における保守条件については基本計画の機器構成表の項目を前提とする。

#### 第16条 システム設置箇所調査

- 1 受注者は、消防指令センター（指令室、機械室、電源室）及び機器の設置にあたって問題が生じる可能性があると考えられる署所等のシステム設置予定場所について庁舎平面図等を収集し、机上調査及び保守業者へのヒアリングを行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめるものとする。
- 2 調査報告書は、システム整備事業者が据付詳細設計を行うための参考資料として調達時の設計図書に現行システムの竣工図面と併せて添付することを前提とする。

#### 第17条 システム要求水準検討及び調達仕様書案作成

- 1 受注者は、課題事項再整理結果をもとに、システム要求水準の検討を行い、その結果をプロポーザル実施にあたり参加業者に提示する調達仕様書案として取りまとめるものとする。
- 2 受注者は、概算費用算出確認結果を踏まえ、新システム装置構成案について見直し検討を行うものとする。
- 3 受注者は、新システムにおけるハードスペック要求水準について検討を行うものとする。
- 4 受注者は、システム詳細要望確認表をもとにシステム機能要求水準の検討を行うものとする。
- 5 システムメーカー等から個別に提案資料等を受け取った場合、その活用にあたっては必ず発注者の承諾を得ること。
- 6 調達仕様書案は下記項目について記載するものとする。

- (1) 総則
  - (2) 共通条件
  - (3) システム構成
  - (4) システム要求仕様条件
    - ア 機能仕様条件
    - イ 構造仕様条件
    - ウ 機器仕様条件
  - (5) 詳細設計業務条件（システム及び工事）
  - (6) 据付・調整（工事）条件
  - (7) 契約不適合責任対応条件
- 7 受注者は、基本計画の機器構成表の項目をベースとして保守仕様書案を作成するものとする。

#### 第18条 意見招請実施支援

- 1 受注者は、発注者が実施する調達仕様書案に関する意見招請（以下「RFC」という。）について意見招請書案の作成を行うものとする。
- 2 受注者は、発注者が実施する RFC について質疑及び意見に対する回答作成の支援を行うものとする。
- 3 受注者は RFC における意見回答を受け、必要に応じて調達仕様書案の修正を行うものとする。

#### 第19条 システム参考レイアウト図面作成

本章第16条の調査結果等を踏まえた上で、下記図面を作成するものとする。

- (1) 指令室、機械室、電源室機器参考レイアウト図
  - (2) 参考システムネットワーク構成図
- なお、署所の参考レイアウト図については第16条第2項記載のとおり調達時には現行システムの竣工図を添付するため、本業務では作成しない。

#### 第20条 事業費積算

- 1 受注者は、RFC 結果を反映し、修正を行った調達仕様書案の条件に基づき、システムメーカーから再度見積書を徴収し、プロポーザルにおけるシステム構築業務の上限価格と保守業務の参考価格設定のための事業費積算を行うものとする。見積徴収業者数については原則発注者の規定に従い、発注者受注者協議の上決定するものとする。
- 2 見積徴収にあたって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。見積依頼は発注者名義により発注者が実施する。

#### 第21条 技術提案評価に関する検討

受注者は、プロポーザルにおける技術提案依頼項目及び評価基準について発注者と協議を行い、下記を作成するものとする。

- (1) 技術提案実施要領書案
- (2) 技術提案評価基準案

#### 第22条 システム要求水準書案作成

- 1 受注者は、調達仕様書案をベースに、前条における検討を反映し、下記項目欄により構成される「システム要求水準書」の素案を EXCEL シートにて作成するものとする。なお、本要求水準書案は、プロポーザルの提案参加業者に提示し、回答を記入させることを前提として作成するものとする。

- (1) 装置区分

調達仕様書案の記載区分による。

(2) 要求仕様内容

装置区分ごとの機能仕様、機器仕様及び構造仕様について発注仕様書案の記載内容を転記すること。

(3) 要求レベル（重要度）

要求仕様毎の重要度について第17条での検討結果に従い記載する。

(4) 実現方法入力欄

各要求仕様に対する実現方法についてプルダウンにより選択できるようにすること。

ア 標準パッケージ対応

イ カスタマイズ対応

ウ 提案による代替対応

エ 実現不可

(5) 実現方法の補足事項記載欄

提案による代替対応の詳細を記載できるようにすること。

### 第23条 打合せ協議

- 1 打合せ協議は原則月 1 回以上実施するものとする。ただし、電子メール等の活用により割愛できると発注者が認める場合はこの限りではない。
- 2 打合せ協議には主担当技術者若しくは第 1 章第 5 条に規定する主担当技術者と同等の業務従事実績を有する担当技術者が必ず出席するものとする。
- 3 打合せ協議は、セキュリティの確保された Web 会議システムを活用した TV 会議によることも可とするが、下記の打ち合わせ協議については特段の事情がない限り対面方式によることを原則とする。
  - (1) 初回打ち合わせ
  - (2) 要求事項確認書整理結果の説明時（概算見積依頼前）
  - (3) 調達仕様書案初版説明時
  - (4) 評価基準案初版説明時

## 第3章 評価・契約支援業務

### 第24条 目的

本業務は、システム構築業務のプロポーザルが適正に行われるよう発注者を支援するものとする。

### 第25条 質疑回答支援

受注者は、プロポーザル時に参加希望業者からの調達仕様書等の図書類に関する質疑について、発注者が行う回答作成の支援を行うものとする。

### 第26条 評価支援

- 1 受注者は、プロポーザルの実施にあたり、事務手続きや評価委員会等への内容説明を行う担当職員等により構成される評価委員会事務局（以下「事務局」という。）に対し、次の支援を行うものとする。
  - (1) プロポーザル概要説明の支援  
事務局からの要請により、評価委員会への説明会に事務局のオブザーバーとして参加し、「技術提案評価のポイント等」、「仕様決定の意図」、「評価基準決定の経緯」等の説明を行うものとする。

また、評価委員から意見を求められた場合の回答及び事務局職員による回答が困難な質問に対する代理の回答・説明を行うものとする。

(2) 技術提案評価支援

提案書の参考評価や疑問点の抽出を行い、とりまとめた上で、評価委員会への説明支援を行うものとする。

2 受注者は、次の評価委員会等の会議に同席し、評価委員等へのアドバイス及び質疑回答を行うものとする。

(1) プロポーザル公募前

評価委員等に対し事業概要及び評価基準内容の説明を行う。提案評価基準について評価委員内の意思統一を図る。

(2) プレゼンテーション実施前

書類審査・評価結果のすり合わせ及び提案内容を受けたヒアリング内容の検討を行う。

(3) プレゼンテーション実施後

最終評価結果の確定

3 受注者は、同席した会議の議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

#### 第27条 技術提案書の契約用仕様書への反映

1 受注者は、システム構築業務の契約候補者が提出した技術提案書の内容を契約に反映するために、契約候補者が提示する契約用仕様書案について、確認及び精査を行う。なお、確認・精査のポイントは下記のとおりとする。

(1) 提案内容（技術提案において認められた調達仕様書に対する代替案を含む。）が漏れなく具体的に網羅されているか。

(2) 調達仕様書との齟齬がないか。

(3) 調達仕様書に記載のない機器が入る場合、機器スペック等に不足がないか。

2 契約用仕様書の確定にあたって、受注者は発注者及び契約候補者と協議を行い、提案採用の範囲等の調整を行うものとする。

### 第4章 構築監理業務

#### 第28条 目的

本業務は、システム構築業務のプロポーザルにより選定されたシステム構築業務の受注業者（以下「システム構築業者」という）が調達仕様書及び技術提案内容に基づき、発注者の意向・意図が十分に反映されたシステム整備が行われるよう受注者が監理・監査を行うものとする。

#### 第29条 詳細設計監理

1 受注者は、システム構築業者が納入システムの詳細仕様及びシステム設定に関する説明を行うシステム分科会の議事録のチェック及びシステム分科会においてシステム構築業者から提示された資料のチェックを行い、保留事項及び課題事項の解決状況の確認を行うものとする。

2 受注者はシステム構築業者が提出する詳細設計書（施工図、ソフトウェア仕様書）の内容について、前章第27条において作成した契約用仕様書と齟齬がなく同等以上であることを確認し、承認を行うものとする。また、必要に応じてコメントを記載し、発注者の監督職員に提示するものとする。

- 3 受注者は、詳細設計書の承認については、後工程についても考慮し、部分承認について検討し監督職員への助言、システム構築業者への指示を行うものとする。
- 4 受注者はシステム構築業者から仕様変更に係る協議書の提出があった場合、その内容について、契約用仕様書と齟齬がなく同等以上であることを確認し、承認を行うものとする。また、必要に応じてコメントを記載し発注者の監督職員に提示するものとする。

### 第30条 工程管理

- 1 受注者は、発注者とシステム構築業者が行う全体定例会議に同席し、進捗状況のチェック及び議事録のチェックを行うものとする。
- 2 受注者は、事業進捗過程において発生する課題・保留事項について、早期解決のための方策提示を行うものとする。
- 3 やむを得ない事情等による仕様等の変更について、受注者は変更記録表を作成し、変更理由・経緯・費用変動等について管理を行うものとする。

### 第31条 検査支援・確認図書作成

- 1 受注者は、中間検査時、工場検査時、現地総合テスト時及び完成検査時に立会いを行い、チェック表により承認図書記載機器・機能を満たしているか、正常な動作を行っているか、正しく施工がされているかを確認するものとする。なお、機器受入検査及び119回線切替えについては書類確認によるものとし、現地立会いは行わないものとする。
- 2 検査確認書は、設計図書の定めにより、システム構築業者が作成するものとし、その検査項目については、発注者、受注者及びシステム構築業者の三者協議により決定するものとする。
- 3 検査立会い時に不具合事項を発見した際には、速やかに監督職員に報告するとともにシステム構築業者に対して是正指示を与えるものとする。各段階における検査内容は次のとおりとする。
  - (1) 中間検査立会い  
中間検査は、本章第29条の詳細設計書の承認を行うものとする。
  - (2) 工場検査立会い  
システム構築業者の工場内において、承認図書に記載された機器装置の確認、及び各機器装置単体の機能・動作確認を実施するものとする。
  - (3) 現地総合テスト立会い  
現地における総合接続試験（総合訓練）時に動作確認を実施するものとする。
  - (4) 完成検査立会い  
承認図書どおりの設置施工が実施されているか最終確認を実施する。受注者は、完成図書について、必要書類が正しく納められているか確認を行うものとする。
- 4 受注者は、確認結果については各チェック表をもとに報告書を作成するものとする。

## 第5章 納品成果等

### 第32条 納入成果品

受注者は、次の各号に定める成果品を作成して納期までに発注者に提出する。なお、提出の際には、成果品をファイル等に綴じて2部提出すること。併せて電子データ（CD-R）による提出（3部）も行うこと。

- 1 更新調達支援業務
  - (1) 要求事項確認書

- (2) 先進技術調査及び有効性評価報告書（RFI を実施した場合のみ）
- (3) システム設置条件書
- (4) 概算事業費積算書
- (5) システム設置箇所調査報告書
- (6) 調達仕様書案
- (7) システム参考レイアウト図
- (8) 事業費積算書
- (9) RFC 意見招請書案
- (10) RFC 質疑・意見回答案
- (11) 技術提案実施要領書案
- (12) 技術提案評価基準案
- (13) システム要求水準書案
- (14) 打合せ議事録
- (15) その他必要書類

## 2 評価及び契約支援

- (1) 評価支援資料
- (2) 評価支援会議議事録
- (3) 契約用仕様書案精査・確認報告書
- (4) その他必要書類

## 3 構築監理

- (1) 検査確認報告書（検査立会写真含む）
- (2) 監理報告書（日報）
- (3) その他必要書類

## 第33条 納入場所

本業務の納入場所は、以下のとおりとする。  
尾道市消防局通信指令課

## 第34条 納期

本業務の納入期限は、以下のとおりとする。

### 1 更新調達支援業務

令和 8 年 3 月 31 日

### 2 評価及び契約支援

令和 9 年 6 月 30 日

### 3 構築監理

令和10 年 3月 31 日